

～ セーフティネット保証5号（イ）の認定を申請される方へ ～

**【対象中小企業者】**

- 5号①：指定事業を行っており、最近3か月の売上高が前年同期に比して5%以上減少している。
- 5号②：指定事業と非指定事業を行っている場合で、最近3か月における指定事業の売上高が中小企業者全体の売上高の5%以上を占めており、かつ中小企業者全体と指定事業それぞれの最近3か月の売上高が前年同期に比して5%以上減少している。
- 5号③：業歴1年3ヶ月未満により前年比較ができない場合かつ指定事業を行っており、最近1か月の売上高がその直前の3か月の月平均売上高に比して5%以上減少している。
- 5号④：業歴1年3ヶ月未満により前年比較ができない場合かつ指定事業と非指定事業を行っている場合は、最近1か月における指定事業の売上高が中小企業者全体の売上高の5%以上を占めており、かつ中小企業者全体と指定事業それぞれの最近1か月の売上高がその直前の3か月の月平均売上高に比して5%以上減少していること。

**【提出書類一式】** ※控えが必要な場合は、ご自身で写しを取ってからご申請ください。

認定申請書…1枚

※日付は提出日をご記入ください。

添付書類（売上高確認票）

※売上高の客観的根拠となる資料は不要。

履歴事項全部証明書の写し（法人の場合）…発行日から3ヶ月以内のもの

※事業実態が四日市市にない場合は、事業実態のある事業所の所在地の市区町村にて認定手続きを行ってください

事業所所在地が確認できる資料の写し（個人事業者の場合）

※確定申告書の該当するページ、不動産賃貸借契約書、光熱費の領収書など

※主たる事業所が四日市市内であることが必要

※5号③④での申請の場合、開業時期のわかるもの（開業届、営業許可証など）をご用意ください。

委任状（代理人が申請する場合）

※金融機関などが代理人の場合、受任者の欄に金融機関の本・支店長の署名捺印をしてください

※申請される際には、連絡先がわかるよう名刺等をご用意ください

\*\*\* 申請にあたっては、本認定とは別に金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります \*\*\*

《認定窓口》 四日市市商工農水部商業労政課  
四日市市諏訪町1番5号 四日市市役所7階  
電話：059-354-8175 FAX：059-354-8307